

中小企業・小規模事業者の皆様へ

令和7年度 業務改善助成金のご案内
〈事業環境変化対応型支援事業〉

最低賃金1,034円時代に対応

熊本県内事業者の賃上げと 生産性向上を支援!

ご相談は
お近くの
商工会へ!

業務改善助成金で企業の各種ご相談に対して、
個別相談会を実施します。

- 対象者/県内各商工会管内の中小企業・小規模事業者
- 相談料/無料
- 相談先/お近くの商工会までご相談ください。



過去最大82円引上げに対応した支援策

厚生労働省熊本労働局は令和7年度、県内の中小企業・小規模事業者を対象に業務改善助成金の申請受付を開始した。事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、機械設備導入やコンサルティングなど生産性向上に資する設備投資を行った事業者に対し、その費用の一部を助成する。最大600万円まで支給される。熊本県の最低賃金は令和8年(2026年)1月1日から時給1,034円となる見込みで、現行の952円から全国最大の82円引上げとなる。この大幅な引上げに対応するため、県内事業者への支援が急務となっている。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

事業場内最低賃金との差額50円以内が対象

対象は事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の中小企業。申請期間は第1期が4月14日から6月13日まで、第2期は6月14日から地域別最低賃金改定日(12月31日)の前日まで。事業完了期限は令和8年1月31日となっている。賃金引上げ額と対象労働者数により30円・45円・60円・90円の4コースを設定。事業場内最低賃金が1,000円未満の場合は助成率4/5が適用され、県内多くの事業者が該当する。特に、物価高騰等で利益率が前年同月比3ポイント以上低下している事業者には、パソコンや一定の自動車導入も助成対象となる特例措置がある。

お問い合わせ先



熊本県商工会連合会

〒860-0801 熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館7階

熊本県商工会連合会

検索

TEL.096-325-5161 <https://www.kumashoko.or.jp/>

県下商工会に
についてはこちら

